

2012 年 3 月 5 日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 日比 保史

フィリピン国メガマニラ圏高速道路建設事業カビテ・ラグナ高速道路(CALAX)
協力準備調査（有償）
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2012 年 2 月 3 日（金）14:00～17:02
- ・場所：JICA 本部（会議室：2 階 201 会議室）
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、日比委員、松下委員、松行委員、柳委員
- ・議題： フィリピン メガマニラ圏高速道路建設事業カビテ・ラグナ高速道路(CALAX)
協力準備調査（有償）に係るスコーピング案についての助言案作成

- ・配付資料：
 - 1) 協力準備調査スコーピング（案）
 - 2) 事業線形の拡大地図（参考）

- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）

全体会合（第 22 回委員会）

- ・日時：2012 年 3 月 2 日（月）15：30～18：30
- ・場所：JICA 本部（229 会議室）

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言案（項目、表はすべて事前配布資料に基づく）

全般的事項

1. 「直接影響地域」「間接影響地域」の定義および根拠を明示すること。

代替案の検討

2. 表 9.4-1 及び表 9.4-3 で評価基準（○、△、×）を明らかにした上で、総合的な評価方法を検討すること。表中の全体的な評価に関して最も推奨される代替案が選ばれた理由を明記すること。
3. 自然環境への影響評価項目としては、切土の深さのみならず面積その他の十分妥当な項目を検討し、代替案を評価すること。

環境配慮

4. 対象路線沿いは市街化されるものと予想され、生活排水が河川に流入する可能性がある。開発業者の生活排水対策も含め調査し、動植物への影響の可能性をチェックし、影響の有無を含めて記載すること。
5. 水質調査結果の中で、「鉛の量は、DENR の C クラスの基準値である 0.05mg/L をほとんどの箇所を上回っている。」としている原因を精査し、必要に応じて対策を申し入れること。[表 7.2-7]
6. 緑地・農地が失われることによる温室効果ガス排出の評価とその緩和策を記述すること。
7. 「対象地の陸上の生態系は、特に希少種（中略）NIPAS による保護区（中略）などは存在していない」とあるが、生態系への影響を評価する場合には、対象地だけでなく生物・生態学的に妥当な距離の周辺地域も対象とすべきことから、必要に応じた評価の見直しを含め、記述を見直すこと。
8. 水利権など影響の程度が未定の項目は現地調査の上でその影響を評価すること。

社会配慮

9. 対象地区川沿いの谷斜面には、マージナライズされた人たちや貧しい人たちが住居を構え生計を営んでいる場合も散見する。以下に示すような人々の活動に留意して、社会環境の現況調査の実施、事業が与える影響の種類と程度の分析、モニタリング計画の策定を行うこと。
 - ・ 谷沿いの家屋、畑、放牧業
 - ・ 渓谷を用いたビジネス（民宿、ホテル）
 - ・ 川での水浴
 - ・ 川でのビジネスとしての洗濯
 - ・ 川を横切る通学、通勤など

スコーピング案

10. 学校、教会、宗教施設、養護施設、NPO 施設、協同組合などの人々の生活に関わる施設およびその敷地内を路線が通過する時は、路線変更という代替案を含み影響を受ける人々と十分な協議を行うこと。[表 11-1 No.4]
11. 工事中、食料を含むごみ、産業廃棄物の厳重な管理を実施すること。[表 11-1 No.10]
12. 地価の上昇と都市化の促進が正の効果のみをもたらすかについて評価を再検討すること。[表 11-1 No.3]
13. 表 11-1 No.1 に想定される非自発的住民移転の規模及び表 9.4-1 代替案の評価における非自発的住民移転数との関係を明らかにすること。
14. 土地を買い占める開発業者が得るであろう利益について併せて考慮し、評価を再検討すること。[表 11-1 No.6]
15. インターチェンジ付近における交通量増加に伴う交通事故発生数の増加の可能性も評価に考慮すること。[表 11-1 No.12]
16. 動物相と植物相、生物多様性の影響評価については、希少種の有無以外の評価結果についても報告書に明記すること。また、マキリング国立公園およびタール火山国立公園に生息する絶滅危惧種についての評価について記述すること。[表 11-1 No.17]
17. 保護区への影響評価については、マキリング国立公園、タール火山国立公園への影響評価について記述すること。[表 11-1 No.18]

ステークホルダー協議

18. ステークホルダー協議には住民とさまざまな住民組織の参加を求めること。路線検討には直接影響を受ける住民が参加すること。
19. 同地域におけるこれまでの開発事業では住民に対して十分な説明がなされなかったり、条件が守られない、といったことが生じたケースがある。
 - ・ そのため、本事業の現地ステークホルダー協議においては、計画の極力早い段階から直接影響を受ける人々を参加させ、彼らの意見を十分に聞いて計画へ反映すること。
 - ・ 住民の家屋、田畑、資産への補償、移転はしなくても道路が近傍にできたときはどのような影響が生じるかということについては、住民と事業者が互いに十分に確認して理解するプロセスを確保すること。
20. 集落ごとに生計の様相は異なる。個別の集落ごとの特徴を明らかにしたうえで補償を考えること。
21. 家屋、土地が直接影響を受ける住民、開発業者の許可のもとに営農している住民、女性・若者・老人グループ、NGO, People's Organization を対象にステークホルダー協議を行うと共に各グループに対して、サンプリングによるインタビュー調査を実施すること。

モニタリング

22. スプロール化防止のため中部ルソンで実施されている CLLEX を参照して、長期モニタリングの方法を検討すること。

以 上